



### (3) 任命の取消

次の各号のいずれかに該当する場合は、大使の任命の取消しや、既に支給した研修奨励金の全部の返納を命じたり、基本奨励金の全部の支給中止又は一部を減額して支給することがあります。

- ① 大使の学業、素行等の状況が、大使としての適性を欠くと認められるとき
- ② 2の(1)に規定する大使としての役割を果たしていないと認められるとき
- ③ 申請書又は申告書の記載事項に虚偽があったとき
- ④ 大学等において懲戒処分を受け又は卒業の見込みがないと認められるとき
- ⑤ 退学、転学、休学、長期欠席、又は在籍のまま海外の大学に留学したとき
- ⑥ 研修状況報告書、活動状況報告書を提出していないとき
- ⑦ 大使から任命の取消しの申し出があり、その理由がやむを得ないと認められるとき

### 3 任命予定数

15名以内（予定）

### 4 応募の手続

- (1) 大使の任命を受けようとする者は、京都府名誉友好大使任命申請書（別記第1号様式）に成績証明書又はこれに代わるもの1通を添えて、大学等の指定する期日までに、在籍する大学等の長に提出してください。  
なお、既任命の大使又は在籍する大学等の教員から推挙をいただく場合は、別添書式又はこれに準じた書類を添付してください。
- (2) 大学等の長は、応募のあった者の中から、大使としてふさわしい留学生を、令和4年4月8日（金）（必着）までに京都府に推薦してください。
- (3) (2)の推薦には、京都府名誉友好大使推薦書（別記第2号様式）、京都府名誉友好大使推薦者名簿（別記様式）及び推薦者に係る(1)の書類を提出してください。（別紙「書類作成に当たっての注意事項」を参照願います。）

### 5 選考及び決定

大学等からの推薦があったときは、京都府国際課職員による第1次審査（面接審査）、別に定める選考委員会による第2次審査（書面審査及び面接審査）により大使を決定し、大学等の長を通じて本人に通知します。

### 6 任命後の提出書類

- (1) 大使は、別途定める日までに「研修状況報告書」（別記第3号様式）を大学等を通じて提出してください。
- (2) 大使は、7月、10月、1月、翌年度4月の各月の10日までに4半期ごとの「活動状況報告書」（別記第4号様式）を大学等を通じて提出してください。
- (3) 大使は、学業を終え離日するときは、大学等を通じて、離日後の住所地又は勤務先を京都府に届け出てください。
- (4) 大学等は、毎年4月と10月の各1日現在の「京都府名誉友好大使在籍状況」（別記第5号様式）を各5日までに、研修状況報告書を別途指定する期日までに提出してください。
- (5) 大学等は、大使が停学、退学、転学、休学、長期欠席、在籍のまま海外の大学に留学したとき、大使の在留資格に変更があったとき、又は氏名、住所、その他申請書に記載された事項に変更があったとき（軽微な変更の場合を除く。）は、京都府に届け出てください。

**（提出先）** 京都府国際課国際化推進係 Mail : [m-fujiwaka31@pref.kyoto.lg.jp](mailto:m-fujiwaka31@pref.kyoto.lg.jp)

電話 (075) 414-4312 FAX (075) 414-4314

※電子メールにてご提出願います。